

文京区特別区税条例等の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の一部改正に伴い、文京区特別区税条例（昭和 39 年 12 月文京区条例第 44 号）の規定を整備する。

2 改正内容

(1) 文京区特別区税条例の一部改正

ア 軽自動車税の環境性能割の廃止

令和 8 年 3 月 31 日をもって軽自動車税の環境性能割を廃止する。

（第 37 条、第 37 条の 2、第 37 条の 4 から第 37 条の 9 まで及び付則第 5 条の 3 から付則第 5 条の 7 まで）

イ 軽自動車税の種別割の名称変更

軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、現行の軽自動車税の種別割を軽自動車税として整備する。

（第 38 条から第 40 条まで、第 42 条から第 46 条の 2 まで、付則第 6 条及び付則第 6 条の 2）

ウ その他規定の整備

軽自動車税のグリーン化特例（税率 25% 軽減の対象車に限る）について、適用期間の終了に伴い、規定を削除する。

（付則第 6 条第 4 項）

(2) 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年 6 月文京区条例第 13 号）の一部改正

軽自動車税の種別割の名称変更（付則第 5 条）

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日